

令和 8 年 4 月 16 日

厚生労働省
受動喫煙対策専門家委員会御中

全国麻雀業組合総連合会
理事長 高橋 常幸

健康増進法における団体ヒアリングについて

私ども全国麻雀業組合総連合会は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風適法」という。）に基づく許可を受けた麻雀店営業者によって組織された団体でございます。

日本に最初の麻雀店が誕生したのは1924年であり、最盛期である昭和52年当時には、全国に3万件を超える麻雀店が存在しておりました。昭和の高度経済成長期において、麻雀は大衆文化として広く親しまれ、「麻雀を打ちながらたばこを嗜む」という光景もまた、当時の社会における自然な日常の一場面でありました。

麻雀店は、長時間卓を囲みながら会話や交流を楽しむ場であり、喫煙との親和性は他の多くの業態に比べても高いものと考えております。そうした利用実態は、長年にわたり麻雀文化の一部として受け継がれてまいりました。

一方で、時代の変化とともに麻雀もまた新たな広がりを見せております。現在では、プロリーグの設立、生きがいつくりとしての高齢者層への普及、さらには頭脳スポーツとしての認知拡大など、多様な形で親しまれるようになっております。これに伴い、店舗形態もまた多様化し、禁煙店、分煙店、喫煙可能店といった形で、利用者それぞれのニーズに応じた棲み分けが進んでおります。

さて2020年の健康増進法改正を受け、麻雀業界におきましても禁煙を選択する店舗は着実に増えております。その一方で、喫煙可能な店舗におきましても、空気清浄機の導入や排気設備の強化などの対策に真摯に取り組んでまいりました。

組合としても、望まない受動喫煙を防止するため、関係法令の周知や標識掲示の徹底に継続して努めております。利用者が各店舗の営業形態を理解し、自らの意思で選択できる環境は、すでに相当程度整えられているものと受け止めております。

そのうえで申し上げますと、現行制度のもとでも、標識掲示をさらに徹底し、利用者が喫煙の可否を事前に把握したうえで店舗を選択できる環境を確保すれば、「望まない受動喫煙」の防止という制度目的は十分に達成できるものと考えております。

そのため、まずは新たな法改正よりも、現行制度の適切な運用と周知の徹底を図ることが何より重要ではないかと考えております。

麻雀業界におきましては、利用者層や営業実態に応じた多様な店舗運営が行われております。私どもといたしましても、望まない受動喫煙の防止という趣旨そのものに異論があるわけではなく、その実現に向けて引き続き真摯に取り組んでまいり所存です。

そのうえで、現場の実情、業態の特性、そして長年にわたり培われてきた麻雀文化にもご配慮を賜りつつ、現行制度の適切な運用を基本としてご検討いただけましたら幸いに存じます。何卒よろしくごお願い申し上げます。